

北会津保健センター及び北会津デイサービスセンター指定管理者候補者選定評価得点表(団体別)

(申請団体名 社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)

事業基準	事業計画書の項目	事業計画書記載内容 (評価項目)	配点	採点結果					合計 得点	基準ごとの合計	基準ごとの 配点	
				審査委員 A	審査委員 B	審査委員 C	審査委員 D	審査委員 E				
市民の平等な利用が確保できるものであること(指定手続条例第4条1号)	1. 団体の概要	1. 組織	25	4	5	4	5	4	22	111	150 (最低水準点 90)	
	2. 申請理由	2. 申請の理由	25	3	4	4	5	4	20			
	3. 管理運営の基本方針											
	(1)管理の基本方針について	3. 管理運営全般についての基本理念	25	3	4	3	4	4	18			
		4. 関係機関や地域との連携	25	3	3	3	4	4	17			
		5. 法令の遵守	25	4	3	3	4	3	17			
(2)平等な利用の確保について	6. 利用者の平等利用ができる方策	25	3	4	3	4	3	17				
施設の適切な維持管理を図ることができること(指定手続条例第4条第2号)	4. 施設の適切な維持管理									121	175 (最低水準点 105)	
	(1)適切な維持管理について	7. 維持管理の基本方針	25	3	3	3	4	4	17			
		8. 施設管理の実績	25	3	4	4	4	4	19			
		9. 維持管理のための方策	25	3	3	4	4	4	18			
		10. 業務の効率化又は維持水準の向上	25	2	4	3	4	4	17			
	(2)危機管理体制について	11. 日常の安全を確保するための取り組み、感染症対策、事故・災害発生時の対応	50	4	8	8	8	6	34			
12. 個人情報の保護		25	3	3	3	4	3	16				
施設の効用を最大限に発揮できるものであり、市民サービスの向上を図ることができること(指定手続条例第4条第3号)	5. 利用者のサービス向上									220	300 (最低水準点 180)	
	(1)利用者サービスの向上について	13. 供用時間、休館・休所日及び料金設定	25	4	4	3	4	5	20			
		14. サービスの向上のための方策	75	9	12	12	12	12	57			
		15. 介護予防に対する取り組み姿勢	50	6	6	8	8	8	36			
		16. 利用者ニーズの把握	50	6	6	8	8	8	36			
		17. 自主事業	25	3	3	4	4	4	18			
	(2)利用促進について	18. 利用促進のための方策	50	4	8	8	8	8	36			
(3)苦情対応について	19. 苦情対応のための方策	25	3	3	3	4	4	17				
施設の管理経費の縮減が図られること(指定手続条例第4条第4号)	6. 管理経費の節減									108	150 (最低水準点 90)	
	(1)効率的・経済的な管理	20. 経費節減のための方策	50	6	6	8	8	6	34			
		21. 施設の効率的な活用	25	3	3	4	4	4	18			
	(2)収支計画書	22. 収支計画書	50	8	8	6	10	6	38			
		25	4	3	3	5	3	18				
安定した管理に必要な人的及び物的能力を有していること又は確保する見込みがあること(指定手続条例第4条第5号)	7. 管理運営体制									175	225 (最低水準点 135)	
	(1)管理運営体制	23. 管理運営業務	50	6	8	8	8	8	38			
		24. 適正な労働条件の確保	25	4	3	3	5	4	19			
		25. 職員研修	50	6	8	8	10	8	40			
	(2)経営状況	26. 経営状況	50	8	6	8	10	8	40			
		27. 市への納付額	50	10	6	8	8	6	38			
合 計			1000	128	141	147	170	149	735	735	1000	